うきは市農業委員会第３５回総会議事録

〔開催日時〕　　令和３年１月８日（金）午後１時３０分から

〔開催場所〕　　うきは市役所　３０１会議室

〔議事日程〕

議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第５号　非農地判断について

報告第１号　農地法第３条許可取消報告

報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による解約通知について

報告第３号　農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第４号　土地改良届について

報告第５号　耕作台帳名義人変更届について

報告第６号　農地法施行規則第５３条の規定による権利移動の制限の例外に関する届出について

（出席委員）

会長	１６番	佐々木　芳幸		
会長職務代理人	１５番	中村　稔		
委員	１　番	赤司　正光	９　番	堀江　清成
	２　番	山下　保則	１０番	竹石　正芳
	３　番	吉瀬　正毅	１１番	樋口　美智子
	４　番	石井　好人	１２番	堀江　裕一郎
	６　番	佐藤　景一	１３番	樋口　健次
	７　番	尾花　里美	１４番	佐藤　春義
	８　番	梶村　輝明		

（農業委員会職員）

事務局長　　石井　太　　係長　樋口　秀夫　　主事　杉　真

局長　　只今より第３５回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第５条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長　　本日の議事録署名人は２番委員と３番委員です。よろしくお願いします。

議長　　それでは議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案１－１・２上程）

事務局　　（議案１－１・２説明・朗読）

議長　　それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長　計画の内容的には問題ないかと思いますが、事前着工をしているという事が引っかかっております。詳細の説明を事務局より説明していただきたいと思います。

事務局　　申請者と施工業者の意思疎通がうまく取れていなかった為に、このような事になっております。事務局としましては許可が下りるまでの作業中止と始末書の提出をするように申請者には伝えております。

議長　　それでは担当委員の説明を求めます。

１３番　　先程の説明の通りです。詳しい説明はなく、事前着工をしているという事で地元からは不安な声が上がっております。地元としましては速やかな工事を望んでおります。よろしくお願いします。

議長　　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

１２番　　先程、分科会長も仰っていた通り事前着工の分は始末書では軽いのではないかと私も思います。また、転用したことによって下流の農地に影響が出てくるのではないか思っているのですが、その辺は農業委員会は指導できるのですか？

事務局　　排水については地下浸透と聞いておりますので、ため池の方に流れるという事はなさそうです。また、ため池より下流の農地につきましては承諾を得ておりますので、承諾を得ている以上、農業委員会から特に言う事は無いと思っております。

１２番　　承諾を得ているという事ですが、本当ですか？私の知人は知らないという事でしたが。

事務局　　16日に改めて説明会を開く予定になっております。

13番　　尾谷地区と栗木野地区から水利承諾は得ておりますので説明はしていると思います。

14番　　周辺農地に影響がないのであれば農業委員会から指導することができないという事は理解しておりますが、今回転用することによって周辺の農地以外にも悪影響がでないように協定書に基づいて協議していくよう伝えるべきではないかと思います。

局長　　　今回の申請だけに限らず、近隣の方々とはしっかりと協議したうえで農業委員会に上程すべきだという姿勢で事務局は臨みたいと思っております。

14 番　　　地元と意見をすり合わせた上で協定書や問題解決について明文化しておくべきと思います。

事務局　　協定書については代表の方が地元から吸い上げた意見に基づいて協定書を作成しております。その最終的な詰めの部分を 16 日に行うという事です。また、都市計画準備課とも協議しており、そちらの方からも指導等は入っております。

議長　　　それでは採決に入ります。議案１－１・２に賛成の方は挙手を求めます。

議長　　　賛成多数という事で許可相当し、県の方に進達します。

議長　　　引き続き議案第１－３を議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案 1－3 上程）

事務局　　（議案１－３説明・朗読）

議長　　　それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長　先程の説明の通りです。地上げの必要もなさそうです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　　それでは担当委員の説明を求めます。

8 番　　　先程の説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長　　　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案１－３に賛成の方は挙手を求めます。

議長　　　全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長　　　続きまして議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案２－１上程）

事務局　　（議案２－１説明・朗読）

議長　　　それでは担当委員の意見を求めます。

6 番　　　先ほどの説明の通りです。車両の進入も困難であるため、やむを得ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

12 番　　　こちらは違反転用ではないのですか？

事務局　　現況では違反転用状態ですので、始末書付きの申請になっております。

議長　　　それでは採決に入ります。議案２－１に賛成の方は挙手を求めます。

議長　　　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－１に賛成の方は挙手を求めます。

議長　　　賛成多数という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長　　　引き続き議案２－２・３を議題とします。こちらの案件は申請地が近いのと転

用理由が同じため一括して審議します。事務局説明をお願いします。

（議案２－２・３上程）

事務局　（議案２－２・３説明・朗読）

13番　申請地は昔の減反政策により水が当たらなくなり、２－２には栗の木、２－３の一部には杉の木が植えられたそうです。しかし、近年はイノシシの被害が大きく、営農は困難なので今回の山林転用の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番　スギの以外の木の推進はしているのですか？

事務局　センダンの木の提案をさせていただいたのですが、申請地の環境が適していませんでした。

議長　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案２－２に賛成の方は挙手を求めます。

議長　賛成多数という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長　続きまして議案２－３の採決に入ります。賛成の方は挙手を求めます。

議長　全員賛成という事で許可相当とし県の方に進達します。

議長　続きまして議案第３号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案３－１上程）

事務局　（議案３－１説明・朗読）

議長　それでは担当委員の説明を求めます。

2番　先ほどの説明の通りです。親から子への生前贈与という事ですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－１に賛成の方は挙手を求めます。

議長　全員賛成という事で許可とします。

議長　引き続き議案３－２・3・4を議題とします。こちらの案件は譲渡人が同一のため、一括して説明します。事務局説明をお願いします。

（議案３－２・3・4上程）

事務局　（議案３－２・3・4説明・朗読）

議長　それでは担当委員の説明を求めます。

6番　先程の説明の通りです。譲受人は三名とも隣接地の取得になりますので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長　　　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－２に賛成の方は挙手を求めます。
議長　　　全員賛成という事で許可とします。
議長　　　続きまして議案３－３に賛成の方は挙手を求めます。
議長　　　全員賛成という事で許可とします。
議長　　　続きまして議案３－４に賛成の方は挙手を求めます。
議長　　　全員賛成という事で許可とします。
議長　　　引き続き議案３－５を議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案３－５上程）

事務局　　（議案３－５説明・朗読）
議長　　　それでは担当委員の説明を求めます。
2番　　　先程の説明の通りです。空き家バンクに付随した農地になりますので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長　　　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
12番　　　家と農地の所有者はどちらも譲渡人ですか？
事務局　　その通りです。
議長　　　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－５に賛成の方は挙手を求めます。
議長　　　全員賛成という事で許可とします。
議長　　　引き続き議案３－６を議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案３－６上程）

事務局　　（議案３－６説明・朗読）
議長　　　それでは担当委員の説明を求めます。
14番　　　譲受人は牧場を経営しています。申請地の近隣にも農地を所有しており、取得後は牧草を栽培するとの事でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長　　　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
議長　　　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－６に賛成の方は挙手を求めます。
議長　　　全員賛成という事で許可とします。
議長　　　引き続き議案３－７を議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案３－７上程）

事務局　　（議案３－７説明・朗読）
議長　　　それでは担当委員の説明を求めます。

13番　　　先程の説明の通りです。申請地を挟むような形で譲受人の農地がありますの

で、今回譲っていただくようになったそうです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長　　　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－７に賛成の方は挙手を求めます。

議長　　　全員賛成という事で許可とします。

議長　　　引き続き議案３－８を議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案３－８上程）

事務局　　（議案３－8 説明・朗読）

議長　　　それでは担当委員の説明を求めます。

15 番　　先ほどの説明の通りです。所有者からの依頼があり、今回の申請に至っております。現況は柿畑になっており、当面はそのまま使うという事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　　それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

議長　　　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－８に賛成の方は挙手を求めます。

議長　　　全員賛成という事で許可とします。

議長　　　引き続き議案３－９を議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案３－９上程）

事務局　　（議案３－９説明・朗読）

議長　　　こちらの案件は新規就農ですので、分科会長の意見を求めます。

分科会長　先ほどの説明の通りです。譲受人は以前よりブルーベリー栽培の手伝いしていたこともあり、今回本格的に就農し、同じくブルーベリーを作りたいとの事でした。申請地は傾斜もあり荒廃しているため条件としては厳しい所ではありますが、人の手が入ることにより解消されることを期待しております。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　　それでは担当委員が私ですので説明します。

16 番　　申請地はなかなか営農するには厳しい条件ですが、他に借り手も見つかる様子もないので、このまま荒廃化が進むよりは譲受人に頑張っていただきたいと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番　　もう少し農業委員会の活動内容を一般の方々に周知する必要があるかと思います。そうすることによって、もっとスムーズな流動化活動が出来ると思います。

事務局　　広報誌に流動化の内容を掲載したりしておりますが、なかなか浸透していない

のが現状です。今後もより良い方法を検討していきたいと思います。

局長　県の農業会議と意見交換する機会がございましたら、皆様に頂いております意見をお繋ぎ出来たらと思います。

議長　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－９に賛成の方は挙手を求めます。

議長　全員賛成という事で許可とします。

議長　引き続き議案３－１０を議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案３－１０上程）

事務局　（議案３－１０説明・朗読）

議長　それでは担当委員の説明を求めます。

7 番　譲受人は申請地に隣接している宅地を購入することになったそうで、申請地が宅地からしか出入りができないため取得することになったそうです。今後は野菜を栽培して、自身が経営する会社で販売していくとの事でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12 番　こちらの案件は新規就農ではないのに営農計画があるのはなぜですか？

事務局　今回は譲受人しか耕作ができないという例外規定での申請ですので、新規就農のヒアリングは行っておりません。しかし、譲受人は現在、農地を所有しておりませんので、参考までに営農計画書をつけております。

議長　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案３－１０に賛成の方は挙手を求めます。

議長　全員賛成という事で許可とします。

議長　続きまして議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案第４号上程）

事務局　（議案第４号説明・朗読）

議長　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第４号に賛成の方は挙手を求めます。

議長　全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長　引き続き議案第５号　非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

（議案第５－１・２上程）

事務局　（議案第５－１・２説明・朗読）

議長　それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長　先ほどの説明の通りです。５－１の案件は農家台帳に記載はありませんが、相続の際に登記上は農地になっているという事で、今回整理をしておきたいという事でした。５－２につきましては換地処分の誤りではないかという事ですのでやむを得ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　　それでは担当委員の説明を求めます。

4 番　　　先ほどの説明の通りです。相続の際に地目が農地という事が判明したそうです。やむを得ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

10 番　　　先ほどの説明の通りです。換地処分の誤りということでした。現況はコンクリートで固められておりますのでやむを得ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長　　　それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長　　　質疑なしと認めます。採決に入ります。議案５－１・２に賛成の方は挙手を求めます。

議長　　　全員賛成という事で非農地と判断します。

議長　　　それでは報告に移ります。事務局お願いします。

（報告１～６説明・朗読）

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議　　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

議事録署名者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

議事録署名者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印